

一般社団法人日本脳神経外科学会
専門医認定委員会委員選任規程

平成 15 年 10 月 1 日制定
平成 16 年 8 月 21 日改正
平成 22 年 1 月 24 日改正
平成 24 年 8 月 1 日改正
平成 29 年 3 月 14 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本脳神経外科学会（以下「この法人」という）の専門医認定委員会委員選出に関し必要な事項を定める。

(委員定数)

第 2 条 委員の定数は概ね 35 名とする。

(委員長および副委員長の選任)

第 3 条 委員長は理事会構成員(理事)の中から、理事会において選出する。

2 副委員長は若干名を委員長が指名する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の選出方法)

第 5 条 委員長および副委員長が審議し、委員長が理事会に推薦し、理事会において決定する。

(委員の欠員補充)

第 6 条 委員に欠員が生じたときには、委員長が指名し、補充する。

(規程の変更)

第 7 条 この規程は、理事会の承認を受けなければ、変更することができない。